

じょうほう こみゆにけーしょんぶんや ふりえきとりあつかい等  
「情報・コミュニケーション分野」における不利益取扱い等  
だい かいかいぎ おも いけん  
(第6回会議での主な意見)

ふりえきとりあつかい かん いけん  
○ 不利益取扱いに関する意見

- ちてきしょうがいしや おや かいじしや しせつしよくいん いけん き  
・ 知的障害者は、親や介助者、施設職員の意見でいろいろなことを決められることがある。どうせわからないからと説明してもらえず、意思を聞いてもらえないのは差別だと思ふ。重要な問題については自分の意思を表明する権利があることを、自分が選択するために分かりやすい説明を受ける権利があることを条例に書いてほしい。
- ちようかくしょうがいしや しかくしょうがいしや ちてきしょうがいしや せいしんしょうがいしや さまざま じようほうじやくしや じようほう え かん  
・ 聴覚障害者だけではなく、視覚障害者、知的障害者、精神障害者も様々な情報弱者が情報を得られるような環境を作るために、差別を禁止する条例を作れば効果があると思ふ。環境整備は国が負担するという根本的な考え方で、不足部分に関して民間、地方行政の努力をお願いしたい。
- みんかんしせつ ほてる れすとらんどう じようほう こみゆにけーしょん もんだい かいけつほうほう かんが なや  
・ 民間施設、ホテル、レストラン等での情報・コミュニケーションの問題は、解決方法をどう考えるのか悩ましい。
- たと ほてる きーカード しかくしょうがいしや つか わ ほてる いっぽんりようきやく み  
・ 例えば、ホテルのキーカードは色覚障害者には使えないというのは分かるが、ホテルや一般利用客から見れば、利便性が進んでかつ効率的でもある。利便性や効率性が進むと、障害者には差別になるという問題が出てくる。
- しょうがいしや いっぽん つか へや つく いがい かいけつほうほう かんが じようほう もんだい  
・ 障害者も一般客も使える部屋をいくつか作ることができるのか、それ以外の解決方法があるのか難しい問題。
- みんかん どりよく げんかい ぎようせい しえん ひつよう ぎようせい きようせいでき げんどう たが  
・ 民間の努力には限界があり、行政の支援が必要。また、行政が強制的にやるといっても限度があり、お互いに理解して、お互いに解決していく自主的な働きかけや、今後の対応策に力を置くべき。

ごうりてきはいりよ かん いけん  
○ 合理的配慮に関する意見

- じようほう こみゆにけーしょん もんだい しかくしょうがいしや ちようかくしょうがいしや きよういく はたら ちいきせいかつ すべ かんか  
・ 情報・コミュニケーションの問題は、視覚障害者や聴覚障害者にとって、教育、働く、地域生活の全てに関わってくる根本的な問題。いろいろな障害の程度があり、点字、拡大文字、パソコン、手話通訳、指文字など、それぞれに対応する必要。府民に、まずは、こういった方がいること、情報・コミュニケーション手段の違いをもっと知ってもらう必要がある。
- じへいしよう ほったつしょうがい こみゆにけーしょん こんなん かんか かんか おお ふあすとふーどてん かうんたー めにゆー  
・ 自閉症、発達障害でもコミュニケーションに困難を抱える方が多いが、ファストフード店でカウンターのメニューがなくなり、上の部分のメニューだけになった。自閉症や発達障害の方は、指差しなどで視覚的に情報を伝える以外のコミュニケーションが苦手であり、視覚的に情報を伝えられるような配慮が必要。
- せいじん こうほんせいほったつしょうがい しんだん おお かんか しょくば ちいき ことば こみゆにけーしょん むずか  
・ 大人になってから広汎性発達障害と診断された多くの方は、職場や地域で言葉のコミュニケーションで難しさを感じている。職場で「適当なところで切り上げたらいいよ」と言われてもどこが適当なところなのか、行政窓口や店頭で「少しお待ちいただけますか」という「少し」が何分なのか分からない。企業や行政窓口などで、障害特性を理解し、配慮を取り入れるような方向性を作してほしい。
- ちようかくしょうがい しかくしょうがい ちてきしょうがいとう かんか ぎようせいまどぐち たいおう てあつ はいりよ じしゆぎげん とぼ  
・ 聴覚障害、視覚障害、知的障害等のある方の行政窓口の対応には手厚い配慮をしているが、自主財源に乏しい市町村だと、手話通訳者や要約筆記者の配置もしたくてもなかなかそこまでできない。国への働きかけも必要。

きようせいしやかい じつげん む すいしんほうさく かん いけん  
○ 共生社会の実現に向けた推進方策に関する意見  
しょうがい たい りかいそくしん かん いけん  
(障害に対する理解促進に関する意見)

- 精神障害者は人ととのコミュニケーションが非常に苦手。気持ちはあるけれど表現できない、自己決定を求められ  
てもなかなか判断ができない。精神障害や発達障害の障害特性を、関わる人達がよく理解しないと、コミュニケ  
ーションは難しい。行政の窓口対応する人達に、障害者の特性を理解してもらうような仕組みを作ってほしい。

### （制度やサービスの改善等に関する意見）

- タウンミーティングで盲ろう障害の方がたくさん発言され、災害時の安全対策、日常の情報の問題があり、情報  
提供施設が必要である。
- 知的障害者の情報・コミュニケーションの権利について、役所の申請主義の問題がある。障害年金等の重要な  
手続きは、役所の人が療育手帳を持っている人に書類を渡してわかりやすく説明する仕組みにすべき。
- 聴覚障害者は、電話で手話通訳を通すと、本人確認してもらえない。コミュニケーション支援員の立場として公  
的な責任を持っていることを明確にしてほしい。
- 視覚障害と聴覚障害の重複障害の方の通訳介助員の数がまだまだ足りないので自由に出歩けない。手話通  
訳の数もまだまだ足りない。
- ある小学校の卒業式で聴覚障害者がいるので手話をやろうとしたが、見送りになった。障害者権利条約では手  
話も言語だと説明してもらい、入学式は手話でできるようになった。教育現場や行政現場で、手話をきちっと行  
うよう努力してほしい。
- 教育の基本はコミュニケーションであり、手話の問題も含めて、関係機関内での情報共有に積極的に努めてい  
る。また、発達障害者の問題では、教育と福祉との「横の連携」、ライフステージに応じた支援を一貫してやって  
いく「縦の連携」に、積極的に取り組んでいる。
- 医療、教育、福祉、施設等いろいろな所で情報・コミュニケーションは関わってくるので、様々な分野で情報・コミ  
ュニケーションを整備しなければならず、情報・コミュニケーションの法律も必要。

### ○ 条例検討の進め方等に関する意見

- 障害者権利条約をみると、住宅分野では、どこで誰と生活するかを選択する機会を有する、情報・コミュニケ  
ーション分野では、権利を行使することができることを確保するための全ての適切な措置を講じると、積極的な表  
現がある。京都府の条例でも、障害者権利条約の理念に沿った積極的な方向性を出してほしい。
- 条例が知的障害者にも役立つものとなるように、条例を分かりやすく書きかえたり、説明したパンフレットを作る  
ことを提案したい。